

第23期（2022年3月期）決算公告

2022年6月22日

東京都品川区西品川一丁目1番1号

株式会社サミーネットワークス

代表取締役社長 徳村 憲一

貸借対照表

〔2022年3月31日現在〕

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,710,914	流動負債	877,629
現金及び預金	284,804	買掛金	346,890
売掛金	780,975	未払金	291,949
商貯蔵品	3,777	未払費用	19,709
前払費用	5,408	未払法人税等	3,800
未収法人税	303,812	前受金	72,376
預け金	1,953,274	賞与引当金	77,947
その他	32,393	その他の	64,955
		固定負債	71,130
		長期未払金	71,130
固定資産	6,751,622	負債合計	948,760
有形固定資産	4,898		
工具器具備品	4,898	(純資産の部)	
無形固定資産	847,756	株主資本	9,507,173
ソフトウェア	373,716	資本金	100,000
ソフトウェア仮勘定	474,039	資本剰余金	5,205,086
投資その他資産	5,898,967	資本準備金	2,974,810
投資有価証券	93,850	その他資本剰余金	2,230,275
従業員長期貸付金	390	利益剰余金	4,202,087
長期前払費用	5,571	利益準備金	2,885
繰延税金資産	324,655	その他利益剰余金	4,199,201
長期預け金	5,275,000	繰越利益剰余金	4,199,201
その他	199,500	(うち当期純利益)	(627,090)
		評価・換算差額等	6,603
		その他有価証券評価差額金	6,603
		純資産合計	9,513,776
資産合計	10,462,537	負債及び純資産合計	10,462,537

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準及び関連会社株式

(a) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(b) 商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額の基準は、経済的実態に即しております。

また、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当する債権等がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

有料コンテンツサービスに関しては、会員数をベースにした発生基準により売上を計上しております。後日、回収代行業者および携帯電話会社等からの支払通知書の到着時点で当社計上額と支払通知額との差額につき売上調整しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。